

千葉市

高齢者虐待防止マニュアル

—公開用—

令和7年10月

地域包括ケア推進課

# 高齢者虐待とは（高齢者虐待防止法の概要）

高齢者に対する虐待が深刻化し、社会問題化するのを受け、平成17年11月1日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が成立し、平成18年4月1日に施行されました。

## 1 目的等について

### （1）目的

高齢者虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の尊厳の保持を図ることを目的としています。

### （2）定義

- ① 「高齢者」：65歳以上の者
- ② 「養護者」：高齢者を現に介護する者であって養介護施設従事者等以外の者  
例) 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人
- ③ 「養介護施設従事者等」：「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員
- ④ 「高齢者虐待」：高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かされることで、以下のように分類されます。

種類	定義	例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。	<ul style="list-style-type: none"><li>・平手打ちする</li><li>・つねる</li><li>・蹴る</li><li>・火傷させる</li><li>・ベッドに縛り付ける</li></ul>
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。	<ul style="list-style-type: none"><li>・入浴しておらず、悪臭がする。</li><li>・室内にゴミを放置し劣悪な環境の中で生活させる。</li><li>・水分や食事を十分に与えないことで、脱水症状や栄養失調状態にある。</li><li>・病気の状態を放置する。</li></ul>
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"><li>・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。</li><li>・排泄の失敗等を人前で話し、恥をかかせる。</li><li>・高齢者が話しかけているのに、意図的に無視する。</li><li>・侮蔑をこめて子どものように扱う。</li></ul>
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	<ul style="list-style-type: none"><li>・排泄の失敗に対し、懲罰的に下半身を裸にして放置する。</li><li>・キス、性器への接触</li><li>・日常生活に必要な金銭を渡さない。</li></ul>
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	<ul style="list-style-type: none"><li>・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。</li><li>・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。</li></ul>

## 2 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等について

### (1) 市町村への通報

- ① 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている又は重大な危険が生じるおそれがある場合は、市町村へ通報しなくてはならない。
  - ② ①に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、市町村へ通報するよう努めなくてはならない。
- ※ 虐待者本人が市町村に届け出ることも可能

### (2) 市町村の対応

- ① 相談、指導、助言を行う。
- ② 事実確認のための措置を講ずる。
- ③ 生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、迅速に老人福祉法による措置を講じ、又は適切に成年後見制度の市長申立てを行う。
- ④ ③の措置をとるために必要な居室を確保するための措置を講ずる。
- ⑤ 市町村は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、立入調査をすることができる。
- ⑥ 立入調査を行うにあたって、所轄警察署長に援助を求めることができる。

### (3) 養護者に対する支援

- ① 市町村は、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言等その他必要な措置を講ずる。
- ② ①の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に、高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずる。

### (4) 連携協力体制の整備等

- ① 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止等の適切な実施のため、地域包括支援センター等との連携協力体制を整備しなくてはならない。
- ② 市町村は、ア) 相談、指導、助言、イ) 通報の受理、ウ) 事実確認のための措置、エ) 養護者に対する支援、の事務を地域包括支援センターに委託することができる。

### 3 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等について

#### (1) 市町村への通報等

- ① 養介護施設従事者等は、自分が働いている施設等で高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。
  - ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。それ以外の場合は、市町村に通報するよう努めなくてはならない。
- ※ 虐待者本人が市町村に届け出ることも可能

#### (2) 都道府県への通報

市町村は、(1)による通報または届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実確認を行う必要が生じた場合は都道府県に報告するものとする。

#### (3) 市町村長又は都道府県知事の対応

市町村長又は都道府県知事は、(1)による通報又は(2)による報告を受けた場合は、適切に老人福祉法又は介護保険法による監督権限を行使するものとする。

### 4 その他

市町村は、財産上の不当取引による被害を受け、又はおそれのある高齢者に係る成年後見制度利用開始の審判請求を行う。

参考：「養介護施設」又は「養介護事業」

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業	
介護保険法による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

# 千葉市の高齢者虐待防止体制（ネットワーク体制）

## 関係機関との連携

高齢者虐待防止法第16条では、市町村は高齢者虐待の防止や養護者への支援を適切に実施するため、あんしんケアセンター（地域包括支援センター）等の関係機関、民間団体との連携体制を整備することとされています。

千葉市においても、関係機関の連携・協力体制の構築のために、高齢者虐待に関する機関の代表者からなる「千葉市高齢者虐待防止連絡会」を設置し、千葉市全体の高齢者虐待防止体制の検討や、情報交換、また、各虐待ケースに対応するための「個別ケース会議」の支援を行います。

また、「個別ケース会議」においては、高齢者虐待に関する機関の担当者を集め具体的な虐待ケース対応の検討・支援策の実施を行います。

### ＜千葉市高齢者虐待防止連絡会と個別ケース会議について＞

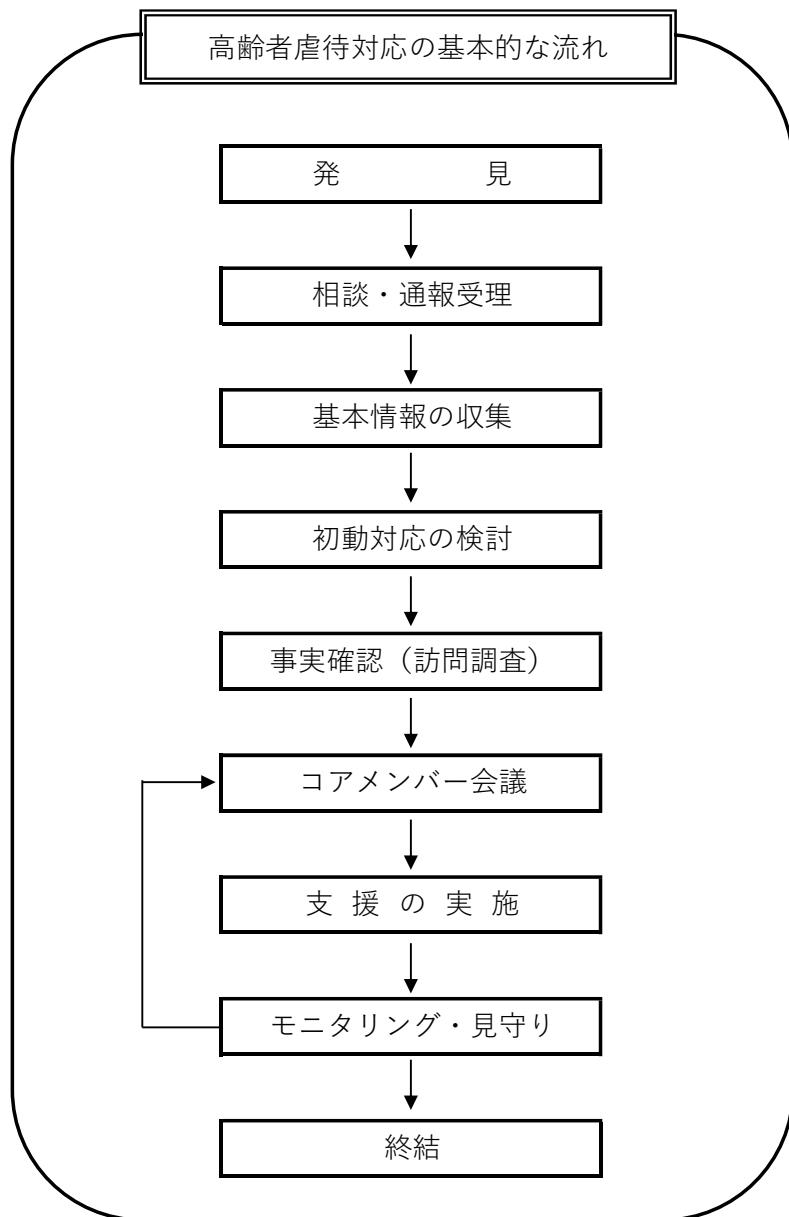
	千葉市高齢者虐待防止連絡会	個別ケース会議
役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・虐待問題への認識の向上</li><li>・個別ケース会議が円滑に行われる環境作り</li><li>・高齢者虐待防止体制の検討</li><li>・高齢者虐待に関する情報交換</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報の共有化により、虐待や関連する情報を正確に把握する</li><li>・個別ケースの問題点を明確にする</li><li>・関係機関の役割を確認する</li><li>・対応策を検討する</li><li>・個別ケースの支援策を実施する</li></ul>
開催頻度	1年に1回	必要に応じて
関係機関	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 保健・医療関係団体</li><li>(2) 千葉県弁護士会</li><li>(3) 千葉県警察本部千葉市警察部</li><li>(4) 介護保険サービス事業関係団体</li><li>(5) 社会福祉事業関係団体</li><li>(6) 地域住民による活動団体</li><li>(7) 千葉市あんしんケアセンター（地域包括支援センター）</li><li>(8) 千葉市 (地域包括ケア推進課・介護保険事業課・高齢福祉課・各区保健福祉センター)</li><li>(9) その他、市長が必要と認めた団体</li></ul>	

# 高齢者虐待への対応

## 1 高齢者虐待の対応体制の概要

高齢者虐待ケースの基本的な対応の流れを示すと次のようにになります。

フローチャート及びそれぞれの具体的な対応については、次のページから記載しています。



## 2 具体的な高齢者虐待対応の流れ

### (1) 発見

高齢者虐待をしている養護者本人には、虐待をしているという認識がない場合が多く、また、虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばう、知られたくないなどの思いがあるため虐待の事実が表面化しにくく、家庭内における高齢者虐待は発見されにくい状況にあります。

虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐためには、近隣住民をはじめ、地域の民生委員や自治会などの地域組織、介護保険サービス事業者など高齢者を取り巻く様々な関係者が高齢者虐待に対する認識を深め、虐待の可能性も念頭において活動することが必要です。

虐待のリスク要因としては、次表のとおりですが、多くの要因が複雑に関与して虐待にいたるとされています。高齢者を取り巻く様々な関係者は、リスク要因を十分理解し予防的な支援を行うことも重要です。

次に、高齢者虐待における事実確認項目（サイン）のチェックリストの例を挙げました。高齢者虐待の発見には次のようなチェックリストを利用することも有効です。

各関係機関は、高齢者や養護者・家族等に虐待が疑われるサインが見られる場合には、積極的に相談に乗って問題を理解するとともに、一つの機関で問題を抱え込まずに相談窓口等につなぐようにし、関係機関が協働して対応にあたるようにします。

### 事実確認項目(サイン)

※1:「通」:通報があつた内容に○をつける。「確認日」:行政および地域包括支援センター職員が確認した日付を記入。				
※2:「確認項目」の列の太字で下線の項目(例「外傷等」)が確認された場合は、『緊急保護の検討』が必要。				
通	確認日	確認項目	サイン; 当てはまるものがあれば○で囲み、他に気になる点があれば( )に簡単に記入	確認方法(番号に○印またはチェック) 確認者(カッコ内に「誰が」、「誰(何)から」を記入) 1.写真、2.目視、3.記録、4.聞き取り、5.その他
身体の状態・けが等	外傷等	頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷、重度の擦そう、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	全身状態・意識レベル	部位: 大きさ: 全身痺弱、意識混濁、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	栄養状態等	栄養失調、低栄養、低血糖の疑い、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕、腫張、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	体重の増減	部位: 大きさ: 色: 急な体重の減少、やせすぎ、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
生活の状況	その他		( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	適切な食事	菓子パンのみの食事、余所ではガツガツ食べる、拒食や過食が見られる、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間家の外に出されている、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金通帳・預貯金通帳がない、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
話の内容	その他		( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	保護の訴え	「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたくない」などの発言、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	金銭の訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなつた」などの発言、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	性的事柄の訴え	「生殖器の写真を撮られた」などの発言、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
表情・態度	その他		( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	無気力さ	無気力な表情、問い合わせに無反応、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	態度の変化	家族のいる場面ないし場面で態度が異なる、なげやりな態度、急な態度の変化、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
サービスなどの利用状況	その他		( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	適切な介護等サービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	支援のためらい拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
養護者の態度等	その他		( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	支援者への発言	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	保護の訴え	虐待者が高齢者の保護を求めている、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	暴力・脅し等	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	高齢者への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	支援者に対する態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
精神状態・判断能力	精神状態・判断能力	虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他( )	( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した
	その他		( )	1、2、3、4、5 ( )が( )から確認した

公益社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II-3(東京都健康長寿医療センター研究所作成様式を参考に作成)

## (2) 相談・通報

### 相談・通報・届出

千葉市においては、高齢者虐待の通報及び初期相談窓口として、あんしんケアセンター（地域包括支援センター）と区高齢障害支援課が位置づけられています。相談、通報で発見に至った事例は、まず、相談または通報の受理を行います。ケースによっては緊急性が高い場合があり、即座の判断と迅速な対応を求められることもあります。そのような場合であれば、第一報を受けた機関が対応を行うことになります。

相談時に「虐待」という言葉が用いられない可能性もあるため、寄せられた情報から虐待の疑いを見逃さないために、次項の「相談・通報・届出受理時の確認事項」を参考に聞き取りを行います。

### 相談・通報・届出の受理

相談、通報、届出を受け、聞き取った内容について記録に残します。複数の職員で情報を共有し、必要な支援の可能性について検討します。

#### 高齢者虐待防止法抜粋

第6条 市長村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

第7条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

## <参考 高齢者虐待の捉え方と対応が必要な範囲について>

高齢者虐待防止法により定義づけられた「高齢者虐待」には該当しないが、何らかの支援等、対応が必要となる範囲について、下記を参考に取り扱う。

### ○参考① 65歳以上の障害者への虐待について

高齢者虐待防止法の施行後に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号、以下「障害者虐待防止法」という。）が成立しました。65歳以上の障害者について、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。上記の2つの法律の間に優先劣後の関係はないため、障害所管課と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応することになります。（高齢者の状況等に鑑み、障害者支援施設への保護が適当な場合は、障害者虐待防止法を利用する等。）

### ○参考② 養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待について

高齢者虐待防止法が対象としているのは、「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性がない場合（お互いに自立した65歳以上の夫婦間での暴力等）、高齢者虐待防止法の対象外となり、基本的には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV法」という。）や刑法等により対応することになります。しかし、通報があった段階では虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判定が難しいケースもあることから、「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、DV法の所管課や関係機関につないでいく等の対応が必要です。

### ○参考③ 医療機関における高齢者への虐待について

医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっています。仮に医療機関において医療従事者等による高齢者虐待があった場合には、高齢者虐待防止法ではなく、医療法の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。

### ○参考④ セルフネグレクトについて

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となっています。しかしながら、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしくない」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。必要に応じて高齢者虐待に準じた対応を行えるよう、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です。

## ○参考⑤ 65歳未満の者への虐待について

高齢者虐待防止法の定義では「高齢者」を65歳以上と定義していますが、65歳未満の者へ虐待が生じている場合も支援が必要です。介護保険法による地域支援事業のひとつとして、市町村には被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」（介護保険法115条の45第2項第2号）が義務づけられており、介護保険法の「被保険者」は65歳以上の者に限られていません。

出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き